

令和2年度

第57回埼玉県景観審議会

令和3年2月17日（水）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前 9時30分 開会

○（司会）山田副課長 それでは、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第57回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の山田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、埼玉県都市整備部田園都市づくり課の課長、細田より挨拶を申し上げます。

○細田課長 皆さん、おはようございます。

埼玉県都市整備部田園都市づくり課の細田でございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回、緊急事態宣言が発令された中でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からweb会議での開催となりました。委員の皆様には使い勝手が悪いとお感じになった点につきましては、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

特に、桑田会長におかれましては、今回のweb会議での開催に当たりまして、格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

さて本日は、過年度から御議論いただいております埼玉県屋外広告物条例・同施行規則の改正骨子につきまして諮問させていただきました。また、このほかにも埼玉県の公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、また広域景観形成における取組についてご報告させていただきますので、委員の皆様におかれましては、活発な御議論をいただきたくお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○（司会）山田副課長 続きまして、事前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前に郵送させていただいた資料を使いまして、本日は議事を進行させていただきたいと思っております。

まずは、次第です。次に、出席者名簿。資料の第57回埼玉県景観審議会、事前送付資料目録ということで、屋外広告物条例・同施行規則の改正骨子についての関係分ということで、資料の1-1から1-7までつづられたものが1つ。それと、専門家アドバイスの内容でございます。最後に、いつでもどこでもVRで、景観散歩ということで、県の報道発表資料を

つけさせていただいております。

本日の資料は以上でございます。

条例関係の資料は、事前に郵送したもののほかに、メールにて一部修正版を送付いたしております。なお、本日は画面共有の機能も使用した説明となります。不足がございましたら、後日改めまして送付をいたしますので、その旨お申出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、委員13名のうち10名の出席をいただいております。委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項によりまして、本日の審議会が成立しますことを御報告申し上げます。

本日欠席の委員につきましては、川井委員、吉田委員、上岡委員の3名となっております。

本日は、Zoomでの初めての開催ということでございまして、会議録の作成のために、こちらの画像のほうを録画させていただくことを御了承いただきたいと存じます。

なお、御発言の際には、御自身のお名前を名乗っていただいております。御発言後には音声をミュートの状態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、規則によりまして、これからの進行につきましては議長であります桑田会長にお願いをいたします。

それでは、桑田会長、よろしくお願いいたします。

○桑田会長 よろしく申し上げます。改めまして、皆さん、おはようございます。

ちょっといつもと勝手が違うところがあるかもしれませんが、議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで、議事を始める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録に署名をいただく委員を指名いたします。

今回は、佐藤委員と藤井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。了解いたしました。

○藤井委員 藤井です。承知しました。

○桑田会長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、審議に先立ちまして、会議の公開について御意見を伺います。

事務局、本日、傍聴希望者は、何名いらっしゃいますか。

○山田副課長 傍聴希望者は、本日2名いらっしゃいます。

○桑田会長 はい、分かりました。

本日、今のとおり2名いらっしゃるということです。

埼玉県景観審議会規則第8条には、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっております。議事内容に公開すべきでない内容があるか、事務局に説明を求めます。

○山田副課長 御報告いたします。

今回の議事内容につきまして、公開すべきでない内容はございません。

○桑田会長 ありがとうございます。分かりました。

それでは、本日の審議会を公開することについて、反対の御意見ございますか。

特によろしいですかね。それでは、本日の審議会は公開といたします。

それでは、傍聴希望の方をweb会議、もしくは、会場へお招きいただければと思います。

それでは、傍聴者の方に注意事項をお伝えいたします。

本審議会は、埼玉県景観審議会規則に基づいて会議を公開としておりますので、ここで、主な傍聴上の注意を申し上げます。

審議の秩序を保持するため、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることがあります。また、会議の写真撮影及び録音等はできません。ただし、例外として議事に先立ち、写真撮影のみ認めます。その他の事項につきましても、お手元の傍聴要領に定めておりますので、御覧ください。

それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、議題（1）埼玉県屋外広告物条例・同施行規則の改正骨子について、事務局から説明してください。

○宮沢主査 皆様、おはようございます。田園都市づくり課の宮沢でございます。しばらくの間、御説明をさせていただきます。

私どもの立場としましては、審議会の事務局であると同時に、今回は、埼玉県として審議会に諮問をさせていただきましたので、その諮問する側、埼玉県の立場としての説明を中心に話しさせていただきます。

それでは、事前にお送りした資料に従って説明を進めます。

まず、資料の1-1でございます。埼玉県知事名で審議会会長宛に諮問をした文書でございます。この件につきましては、前回の8月の審議会で一度御説明をした上で、様々な御意見をいただきました。その議論を踏まえて、今回正式に諮問させていただいたものでございます。

その内容は、次の資料1－2でございます。まず1つ目、改正の趣旨でございますけれども、大きく分けて2つございます。1つは、屋外広告物の落下や倒壊による事故の防止を図るというもの。もう一つは、田園住居地域という用途地域が近年新設されたわけですが、その地域の良好な景観の確保を図る、その2つを目的として埼玉県屋外広告物条例と、その施行規則を改正したいというものでございます。

具体的な改正内容でございますが、大きく分けて2つございます。ここでは、(1)の点検の義務化、そして(2)の田園住居地域を禁止地域に定められている用途地域に追加と、この2点に分けております。

まず、(1)の点検の義務化でございますが、さらに2つに分けられます。小項目「ア」の点検義務の明確化でございます。現行の条例でも管理義務の規定はございますが、点検に関する規定はございません。今回改正をして、点検の義務の規定を新設しようというものでございます。これまで点検に関する規定はございませんでしたが、自主点検結果確認書というものを許可の更新申請の際の添付書類の一つとして規則で定められておりました。この書類を誰が作成するのか、従来の確認書はその辺が不明確なところがございましたが、改正後は点検者が作成をする報告書の添付が必要とするという案でございます。

点検の義務化の小項目2つ目「イ」の有資格者による点検の義務化でございます。一部の広告物は、特定の資格を有する者、ここでは有資格者と言っておりますが、この有資格者による点検の義務、または努力義務とするというものでございます。現在の条例には、規定はございませんが、改正案では有資格者による点検を義務化または努力義務化するものでございます。義務化の対象は、地上からの高さが4メートル超、かつ許可が必要なものということです。地上からの高さが4m超であって許可不要なものは、努力義務にしたいということでございます。

主な有資格者としましては、屋外広告士あるいは、都道府県等が実施している講習会の修了者、業界団体が近年力を入れておられる屋外広告物の点検技能講習の修了者、それから建築士、電気工事士等を想定しております。

改正内容の大きな2つ目でございますが、田園住居地域を禁止地域に定められている用途地域に追加するというものでございます。この田園住居地域は、都市計画法の改正により、約3年前に用途地域として新設されたものでございます。これを屋外広告物条例に基づく禁止地域の一つにしようというものでございます。この禁止地域は非常に多岐にわたっておりまして、特定の用途地域、その他様々な視点での禁止地域の項目があるわけですが、

用途地域としては、現在のところ第一種と第二種の低層住居専用地域が禁止地域になっておりますが、ここに田園住居地域も加えようという案でございます。

内容は以上でございます。

次に今後のスケジュールといたしましては、今年6月から7月にかけて開催が予定されている定例県議会に条例改正案を提出いたしまして、そこで可決された場合には、禁止地域については条例公布日と同日の施行、点検の義務化についてはしばらく周知期間を置きまして、来年4月1日の施行というスケジュールを考えています。

以上、改正の骨子でございます。

これらについては前回の8月の審議会でも御説明をしたところでございますが、前回の審議会との相違点、変更点が2つございます。1つは改正内容でありまして、今回大きく2つの項目と申し上げました。前回は3つ御説明をしておりました。そのうち、公共案内板付随広告の規制緩和という項目が前回はあったわけでございますけれども、様々な御意見、慎重を期すべき、あるいは今後さらに検討を深めるべき点が多々あるとの御指摘を踏まえまして、今回の改正案としては削除したものでございます。

相違点のもう1つは、こういった検討に時間を要したこともございまして、スケジュールが少し後ろにずれております。前回の説明では、今年の2月から3月にかけて開催される定例県議会に提案すると考えておりましたが、これを6月から7月にかけて開催される定例県議会に変更をしております。

次に、前回の8月の景観審議会後に様々な検討のための作業を行いましたので、それを御説明いたします。

まず1番目は、審議会後に委員の皆様から書面により御意見を提出いただきました。8月から9月にかけて、もし御意見があればということでお願いをしたところ、2名の委員から御意見が出されました。後ほど、また御説明をいたします。

2番目は、改正内容の再検討でございます。先ほど申し上げたとおり、再検討を行いまして、1つの項目は、今回は改正を見送ることといたしました。

3番目は、県内には屋外広告物条例を独自に持つ市が10市ございまして、その市との情報交換会を開催いたしました。既に点検に関して明記する改正を行った市、今、検討中の市、様子見の市、様々でございました。

4番目は、県議会への報告を行いました。12月に開催されました県議会の常任委員会、県土都市整備委員会におきまして条例改正に向けた準備の状況を報告いたしました。

5番目は、埼玉県屋外広告物条例が適用される市町村が多いわけですが、主にそういった市町村を対象に、独自の条例を持つ市の参加も得て説明会を開催いたしました。なお、このようなご時世ですので、書面開催といたしました。

6番目として、私どもは県民コメントと称しておりますが、いわゆるパブリックコメントを12月23日から1月22日まで実施をいたしましたところ、2名の方から意見が出されました。これもまた後ほど御説明をいたします。

では、次に、委員の皆様から書面が出された追加意見についてでございます。佐藤委員と荷田委員から御意見をいただきました。大変ありがとうございました。前回の審議会当日に皆様から出された意見に加えまして、詳細な御指摘をいただきまして、その後の検討の参考とさせていただきます。非常に多岐にわたっておりまして、今ここでお示しをしている資料では、いただいた御意見に対して田園都市づくり課としての回答も書き加えた形で御提示をしております。一つ一つにつきましては、お読みいただいて、後ほどお尋ねいただいても結構ですが、私からの説明としては割愛させていただきます。

なお、課題の2につきましては、もしこれを進めるとすれば、いろいろ検討を要する項目がたくさんあると、具体的に御指摘をいただきまして大変参考になっております。今後、議論を深めたいと思っております。ここまでが佐藤委員の御意見でございます。

次に荷田委員からいただいた御意見でございます。

やはり公共案内板の設置等についての御意見がありまして、現状の取扱いをここでは回答として御説明しております。

委員からの書面による意見の提出につきましては以上でございます。次に、県民コメントで提出された意見と対応でございます。これは資料の1-6、1-7でございます。1-7は、出された意見を語尾がですます調だったところをである調に換えたほかは、そのままとしております。右側の欄は、それぞれの御意見や御指摘について、まず事実関係の御説明が必要な場合はそれを書きまして、加えて埼玉県としての対応といたしますか考え方を示したものでございます。これを要約したものが1-6でございます。

意見の御提出は、先ほど2名と申し上げましたけれども、お一方は個人の名前で御提出がございました。もう一方は、法人で屋外広告業者ということでございました。仮に、ここではA氏とB社とさせていただきます。

まず、このB社の御意見とそれへの対応が、先日郵送した段階では、一部の項目が抜け落ちたままの状態をお送りしてしまいまして、昨日、修正版といたしますか追加版をお送りした

ところでございます。昨日お送りしたときには、追加したところ、あるいは修正したところを斜体、斜めの字で表示いたしましたけれども、現在、画面に映しているものは通常の文字に戻した状態でございます。

なお、A氏、B社とも若干の御懸念をいただいております。有資格者による点検が努力義務になっているものがあると、果たしてそれでよいのかという御指摘がございました。それに対しましては、点検の履行確認が実質的に可能かどうかという点を考慮しまして、今回はあえて2つに分けた形で、まずはこのような改正としたいと考えているところでございます。

また、お二方とも、田園住居地域の禁止地域への追加を先送りすべきとの御意見でありましたが、私どもといたしましては、今が変更のタイミングとして適していると考えております。

この屋外広告物条例と同施行規則の改正骨子についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○桑田会長 どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思いますが、まず一つ、資料の1-3についてですけれども、前回の審議会時点との相違点があるのは、この太文字で書かれているところですね。

○宮沢主査 はい、そのとおりでございます。

○桑田会長 はい、分かりました。

そうすると、今回具体的には、資料の1-2で御提示いただいている改正骨子について皆様に御議論をいただきたいということでよろしいですね、事務局。

○宮沢主査 はい、そのとおりでございます。

○桑田会長 分かりました。

それでは、1-2ですけれども、もちろんそのほかの資料についても、御質問や御意見等お出しただければと思います。いかがでしょうか。

○荷田委員 会長、荷田ですけれども、よろしいでしょうか。

○桑田会長 お願いいたします。

○荷田委員 資料1-2と1-4について、3つ質問をさせていただければと思います。

まず、1-2でございますが、2の改正案内の(1)点検の義務化の「イ」の部分ですけれども、「ア」の部分にも共通になりますが、いわゆる義務化ということになりますと、ペナルティといいますか罰則が入ると思うんですね。これ前の会議のときにもちょっと確認をしたかと思うんですが、どういった罰則があるのか教えていただきたいというのが1点目で



す。

それから、2点目ですけれども、このページ、資料1-2の3のスケジュールですが、6月の議会で仮にこれが議決されたとして、令和4年4月1日から施行ですけれども、その間の周知方法は、県としてどのようなことを考えているのかというのが2点目の質問でございます。

最後ですけれども、資料1-4、前回の景観審議会後の動きというところの4番、県議会の報告というのがございます。これ報告されて、議会で議員さんからどういった意見なり質問があったのか、参考までに教えてください。

以上3点です。お願いいたします。

○桑田会長 ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

○宮沢主査 まず、義務に伴うペナルティはどうなっているかということでございます。

直接の罰則は予定しておりません。というのは、許可の更新の申請に当たりまして、その有資格者による点検をしたという報告書の添付が必要となるわけです。それが添付されていない、あるいはその内容に不備がある場合は許可の更新が受けられないという形で、実質的にはペナルティになりますが、罰則という規定を設けるまでもなく、そのような処分がされます。もし、その許可の更新が受けられないにもかかわらず設置とか表示の継続が強行された場合は、これは既にある条例違反として、いきなり罰則ではないですけれども最終的には罰則までいく可能性があるかと、そういった仕組みを考えております。

次に、2つ目の周知方法、もし条例改正が成立した場合のその後の周知方法でございます。

まず、広告物の設置や表示を請け負うのが多くの場合は屋外広告業者でございます。これは登録をしてある業者しか、その第三者の業務を請け負うことができません。その登録業者、基本的には都道府県ごとの登録ですけれども、この埼玉県に登録してある業者に対して改正内容のお知らせを、ダイレクトメールでお送りします。併せて、屋外広告物の数が多いのは、やはり商店街であったり、また広告主としても商業系の業種が大変多いわけですので、そういった各業界、あるいは商店街などを取りまとめている団体に対しまして、その団体に所属している個別の業者さんに周知していただくよう案内をお送りして、御協力をお願いしようということを考えております。

○細田課長 3つ目の御質問でございました県議会でどのような意見が出て、それに対してどのように対応したかということを御報告させていただきます。

令和2年12月の定例県議会の常任委員会において、行政からの課題報告の中で説明いたしました。その中では、昨年の台風19号の後にも非常に大きい被害とか、これは一般的なことに限らず水害も含めてですけれども、そのようなことがあったと。それ以降、どのように県として市町村をサポートしていたのかという質問がございました。それに対しまして、県といたしましては、まず屋外広告物に関する点検方法でございますとか、また市町村さんに対する啓発活動ということで、コロナ禍でございますので、例えば埼玉県公式のユーチューブのチャンネルを使った動画を埼玉県の屋外広告業協同組合の方に作成していただいたり、本県におきましても行政関係者向けの点検方法でございますとか条例の遵守でございますとかの内容の動画を作成して、普及啓発に努めたという話をさせていただきました。

以上でございます。

○桑田会長 荷田委員、よろしいでしょうか。

○荷田委員 荷田です。どうもありがとうございました。よく分かりました。

○桑田会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見等いかがでしょうか。

○佐藤委員 佐藤ですけれども、よろしいでしょうか。

○桑田会長 お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

まず、追加意見を出す機会を与えていただいたこと、また、それに対応していただいたこと、ありがとうございます。特に、市町村に対する意見交換会、説明会の開催をしていただいたのは大変参考になりました。

もう一つ、要望でございますけれども、今回、公共案内板の規制緩和については削除ということになりましたけれども、内容自体は時代の要請に沿うものと考えておりますので、引き続き検討課題としていただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○宮沢主査 佐藤委員からの書面による御意見と、それから前回の審議会で皆様から様々寄せられた御意見を参考にさせていただき、今後さらに次の条例改正ができるかどうかも含めましてですが、社会的には課題とされておりますので、今後検討を深めて、またしかるべきときに御提案といいますか御相談をさせていただきたいと考えております。

○桑田会長 よろしいでしょうか、佐藤委員。

○佐藤委員 御回答ありがとうございました。

○桑田会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、御意見のまとめとしたいと思いますけれども、今いただいた御意見ということだと、特に改正骨子について不具合等はないということで、改正骨子を適当と認めるということでお諮りしたいと思いますけれども、賛否につきましては、チャットに賛否の御意見を書いていただくのでよろしいですか。どうですか、事務局。

○宮沢主査 それでお願いいたします。

○桑田会長 それでは、委員の方々、チャットに賛成、もしくは反対につきまして書き込みをお願いいたします。

○桑田会長 それでは、屋外広告物条例・同施行規則の改正骨子について適当と認めるということで、御賛成いただいたということにします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の（２）埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、まず、アドバイス案の報告について、公共事業景観形成専門部会の部会長である大沢委員から御説明をお願いいたします。

○大沢委員 了解いたしました。

部会長を仰せつかっております大沢でございます。よろしくをお願いいたします。

本日御報告するアドバイス案は、基本設計段階の1件でございます。

アドバイス案を説明する前に、今年度の専門家アドバイスの概要等につきまして、事務局より、まずは説明をよろしくをお願いいたします。

○佐藤主査 専門家アドバイスにつきましては、実施設計段階のものと基本設計段階のものがあるんですが、今回は基本設計段階のものになります。今、画面共有させていただいておりますが、これが今年9月8日、現場で集まりまして、現場というのは県東部地域特別支援学校なんですけれども、こちらが今、基本設計段階ですので、現場を確認いたしまして、アドバイスの案について専門部会で話し合ったところがございます。今後、このアドバイスにつきまして皆様に御議論いただきまして、決定したものを県の事業者である営繕課に伝えるということでございます。

説明は以上になります。

○大沢委員 ありがとうございます。

それでは、アドバイス案につきまして、私から御説明させていただければと思います。事務局、私が画面共有してもよろしいでしょうか。

○佐藤主査 お願いいたします。

○大沢委員 こちらにつきましては、先日、事務局の佐藤主査より、皆様にメールにてご案内いただいた案件でございます。

内容でございます。県東部地域特別支援学校（仮称）建設工事設計業務に対するアドバイスでございます。まず、場所でございますが、こちら側が蓮田市、こちら側がさいたま市岩槻区ということで、市境のところにあるものでございます。こちらにつきまして、現在ある施設を建て替えて、県東部地域特別支援学校ということで再活用するという内容でございます。

それにつきまして、先ほど事務局より御説明いただきましたが、9月8日に現地調査を行い、その日のうちに私を含めて3名の専門家にて集まり議論し、御意見等いただきながらまとめたものが、こちらのアドバイスの趣旨でございます。建築物に対するアドバイス、それから外構等に関する2つの大きな要素、それからそれぞれ細かい内容がございます。

アドバイスの趣旨ですが、ここの建物、支援学校の周りは全て田園地域でございます。非常に田園風景が美しい、空気も気持ちいい場所でございます。そういった田園風景が美しい場所。それから、この北側につきましては、既に住宅地、戸建て住宅地が広がっているようなところがございます。ですので、田園風景や戸建て住宅地と調和し、周辺に圧迫を与えないように留意した設計が必要ではないかということがアドバイスの趣旨でございます。

それに基づきまして、1点目でございます。建築物等に関するアドバイスということで、壁面の明度を落として圧迫感を軽減させるということでございます。以前に増して、北側に建物が寄せられるというような状況がございます。それに対して、道路を挟んですぐに戸建て住宅があるというような状況でございます。ですので、壁面の明度を落として圧迫感を軽減させるということをアドバイスさせていただいております。

その中では、真っ白の壁を配置すると反射等で目立ってしまうということから、明度が7より低めのベージュ系の壁面を配置するということが、実は圧迫感が比較的なくなるんじゃないかなということがございました。

それからもう一つは、建物のデザインを工夫するということがございます。壁面、壁一面を同色にするのではなく、建物の奥と手前で明度を変えたり、壁と柱の色を分けたりする形で、濃淡をつけることによってボリューム感を緩和することができないかと、そういったご提案でございます。

それから2番目、外構等に関するアドバイスでございます。こちらに幹線道路がございま

して、こちらから支援学校のバスが入ってくるということになります。そして、バスデッキの部分のところにバスをバックさせて、中に入っていくというような構造になっております。そうなりますと、ここで、ペーブメント、黒い舗装の面積が今まで以上に増えるというような状況でございます。

しかしながら、この舗装が単調に長いようにすることで何か差別化できないかと。アスファルト舗装を別に否定しているわけではないんですが、全て黒ではなく、例えば場所、場所においてはインターロッキング、例えば乗り降りする場所をインターロッキングにしたり、何か配慮することによって、全面がアスファルト舗装にならないような工夫をとっていただきたいというようなアドバイスでございます。

それから、この周りに全てフェンスを置くということでございます。単なるフェンスではなくて、例えば色は、ダークブラウンやダークグレーとしたあまり目立たないように植物を絡ませるなどして、フェンス自体を見えなくすると。そして田園と建物が一体的になる、そういうような工夫をしていただきたいということをアドバイスさせていただきます。

それからもう一点、シンボルツリー。以前からここにシンボルツリーがあったところでございます。今ここにも写真がございますシンボルツリーでございますが、特別支援学校ということで、どうしてもバスから校舎内に入るところの動線の関係で、シンボルツリーを何らかの形で手をつけなくてはいけないという実態がございます。本来であれば移植するというのも当然考えたいというところがございますけれども、もし移植ができないのであれば、別の形で再利用するなどして、もともと病院があって、その施設として使われていた場所で、シンボルツリーにも思いがあるというお話を伺っております。ですので、何らかの形で再生するなど、そういった形で工夫をしていただきたい点がアドバイスでございます。

以上、建築物と外構に関して、専門家アドバイスということで示したいと思っております。

以上でございます。

○桑田会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま大沢委員から御説明のあった埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて御質問等ありましたら、御発言をお願いします。

なお、田中委員におかれましては、利害関係をお持ちということですので、発言はお控えいただきますよう、恐縮ですけれどもお願いいたします。

それでは、事務局に確認ですが、専門家アドバイスについては、今日御欠席ですけれども、

色彩の専門家でいらっしゃる吉田委員の御意見等も取り入れているということによろしいでしょうか。

○佐藤主査 はい、吉田委員にも現場確認は御参加いただきましたので、意見は反映されております。

○桑田会長 はい、ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○朝倉委員 朝倉です。よろしいですか。

○桑田会長 お願いします。

○朝倉委員 1つ基本的な質問ですが、この特別支援学校というのは、車椅子を利用する生徒等が通う学校ということでしょうか。

○桑田会長 事務局、お願いします。

○佐藤主査 車椅子だけではないと思いますが、基本的に送迎が必要な方たちのための施設でございます。

○朝倉委員 分かりました。

実は私、甥がすごく重度の障害者でこういう学校に通っていたんですね。いろんな生徒がいますけれども、やっぱり緑の樹木をたくさん植栽する、あるいは大きな木があるということは子供たちにとってもすごくいいことになると思いますので、このシンボルツリーについては、できれば何らかの形で残してもらえるとよいのかなというふうに思いました。あるいは、移植が無理であれば、新しいシンボルツリーをどこかに植えるというような方法も検討いただくといいのかなというふうに思いました。

それから、2の(1)外構に関するアドバイスですけれども、車椅子だけではなくて、もっとベッドのようなものを利用する生徒さんも、もしかしたらいらっしゃると思いますので、見た目の単調さを排除するというところにプラスして、そういった車椅子ですとか補助器具を利用するような生徒にとっても使いやすいような舗装にさせていただくと、より誰もが使いやすい学校になるのかなというふうに思いました。

以上です。

○桑田会長 御意見、ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○佐藤主査 御意見については、大沢部会長、どうでしょうか。修正で取り入れましょうか。

○大沢委員 朝倉委員、ありがとうございます。

シンボルツリーの御意見に関しましては、私どもも現地にお伺いして同じような意見を持ったところでございます。ですので、何らかの形でぜひ本当は残していただきたいというふうに思っております。ただ、どうしても動線上、先ほどお話がございました重度の障害の方で、どうしてもバスとか送迎の関係で、どうしても動線上になるというお話がございまして、場合によっては残念な結果、うまくできないということがありますので、私どもとしても何らかの形、たとえ伐採としても、それを何かあったという証拠を残すのに、先ほどご提案いただきましたように新たなシンボルツリーというものをどこか、例えば運動場の校庭か何かにちょっと御配慮いただくようなことは、事務局と相談させていただきまして、追記できればなというふうに思っております。

それから、最後にいただきましたように、動線、非常に移動につきましては、何らか、ちょっとでも段差があったりすると非常に困ってしまうこととございますので、そういったことがないように御配慮いただきたい旨はお伝えしたいと思っております。

以上です。

○朝倉委員 ありがとうございます。

○桑田会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

梶島委員、お願いします。

○梶島委員 それでは、すみません。ペーブメントに関する質問ですけれども、アスファルト一面だと非常に圧迫感があるとか、硬い印象を受けるとかというお話はそのとおりだと本当に思います。例えばここに緑化ブロックを使うことによって、少しペーブメントの変化をつけるとか、あるいは緑量を増やすとか、あるいは透水性を高めるとか、そういう配慮は、やっぱりここは移動制限がかかっている方たちの使用施設だから難しいんでしょうかということが1点。

2点目は、そのフェンスにやっぱりグリーンモールを設けるということは、とても大事だと思うんですけれども、ここに例えば花が咲くとか、あるいは、特に実をつけるというようなツル系の植物を植えることによって利用者の関心も少し高まっていくかもしれないというふうに思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○桑田会長 梶島委員の御意見につきましては、大沢先生と事務局、いかがでしょうか。

○大沢委員 先生御指摘のグリーンブロックとか、やはり移動上で、例えば車椅子の利用をする人とかでちょっと実は段差が出てくるということがあるので、場所場所によっては使え

ないというお話がございました。

一方で、こちらにございます職員様の駐車場とかございますので、場合によってはそういうところに採用できるかも、こちらに一般的に通学される方ではなくて、職員の皆様が駐車される場所に活用できる可能性もございますので、そういったことについて御検討いただきたい旨のアドバイスは可能ではないかと思っております。

すみません、植栽の内容につきましては、私ども不慣れで、あまりその辺につきましては提言できておりませんので、先ほどの移動制約、こちらへ通う方ではないところ、駐車場への緑化ブロックの活用の可能性、それからこのフェンスの趣旨の可能性につきましては、事務局と相談して、必要な限り追加するという事で御検討させていただければと思っております。

○朝倉委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○桑田会長 それでは、チャットに池邊委員から御発言の希望が上がっております。

池邊委員、お願いできますでしょうか。

○池邊委員 今の植栽関係ですけれども、やはり特別支援学級ということで、日本は、虫とか植物とか何でも排除する傾向にあるんですけれども、海外なんかの進んでいる園芸療法とか、今、就業者であってもバイオフィリアという人間というか動物というか、そういうものは自然を嗜好するという概念が今、世界的に、オフィスの中とかにも入ろうとしておまして、そういう観点からも匂いがしたり、四季を感じたり、どうしてもやはり特別支援学級の子供たちというのは、自宅でも介護して何もない、すごく好きな方はそうではないかもしれないですけれども、危なくないようにということで何もかも排除する。また、園においても、そばには何もないというような感じだと、匂いとか、やはりそういう五感の感性といいますか、その部分が鈍ると思うんです。本来は逆に、何かしら障害がある方は、とても匂いに対する反応が強かったり、目が悪い方は耳に対する反応が強かったりということがあるわけなので、できるだけその園芸療法なんかの先生なども少しアドバイザーとかにお呼びするなりして、支障のない形で緑化とか四季折々を感じられるものというものを、シンボルツリーに限らないんですね。むしろ手に触れられる、シンボルツリーというのは大きなものなので、あと屈んだりして落ち葉に触れることはなかなか支援学級の子はできないので、できれば手に触れられたり、葉の形だとか花の匂いだとか、そんなものが感じられるような工夫をしていただけるとよろしいかと思えます。その辺り、非常に日本は遅れていますので、ぜひとも埼玉でこういう新しい取組をしているんだということをする、また、どんどん他からも視



察に来るようないい施設になるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○桑田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○大沢委員 了解いたしました。

先ほどの梶島先生のご意見等も踏まえて、今回、外構に関するアドバイスは、どちらかという見え方のほうが非常に強い状況になっておりますので、こういった植栽することによって心理的とか医療的に意味がある、何かそこにあるものをただ単に植えるのではなくて、ちゃんと意味があって、そこに通われる方々がちゃんとその意味を理解していただけるような植栽にすべきであるというような文言はつけ加えたいというふうに思っております。

○池邊委員 よろしく願いいたします。

○桑田会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

特に、緑に関してであったかと思うんですけども、シンボルツリーの話、また、ペーブルメント等のお話、また身近な植栽に関して通っている生徒さんたちに対して非常にいい影響を与えるような匂いや五感といったお話のそういった植栽の仕方や樹種についての御検討といったような、大変貴重な御意見いただきました。

それでは、これまでの御意見を踏まえて、また大沢委員のお力をお借りすることになるかと思っておりますけれども、ちょっと修正を加えさせていただいて、アドバイス案としたいと思っております。修正後のものにつきましては、部会長である大沢委員と私で、事務局に案は作ってもらいたいと思っておりますけれども、それで確認して進めたいと思っております。委員の皆様、そのような進め方でよろしいでしょうか。

○朝倉委員 結構です。

○桑田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局に修正案を作ってください、大沢委員と私で確認するという手順で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、3の報告事項に入りたいと思っております。

報告事項の(1) 広域景観形成の取組について、事務局より説明をお願いします。

○佐藤主査 報告いたします。

先日、メールで報道発表資料を送らせていただきましたが、広域景観形成の取組として、

毎年街歩きを行っていたんですが、この状況下でそういった不特定多数を集めることはできないということで、360度のVR画像を撮りまして、ユーチューブで公開するという動きをしております。こう、ぐるぐると動かしながら画像を見ることができるというものでございます。こういった取組を今後どんどん続けていきたいと、いろんな地区を撮ってまいりたいと考えておるところでございます。

報告については以上でございます。

○桑田会長 ありがとうございます。

これ、事務局の佐藤主査が自分で撮影しているんですね。

○佐藤主査 そうですね、僕だけではないんですが、予算がないのでプロパーでやっています。

○桑田会長 こういった取組が蓄積されていくことによって、後々景観に関してのすごく貴重な資料となるかと思っておりますので、ぜひ続けてもらえればと思います。また、続けることによってブラッシュアップも進んだり、いろんな御意見もいただけるかと思っておりますので、お願いします。

事務局からの御説明は以上でしょうか。この件につきまして、ほかに御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○荷田委員 大変すばらしい取組だと思っておりますので、どんどん続けていただけるということで、期待しております。

1点、御相談申し上げたいのは、今年、NHKの大河ドラマで渋沢栄一さんを取り上げるんですね。埼玉のたしか深谷出身の方だと思っておりますし、2024年、今度1万円札の肖像でも渋沢さん使われるということですので、所管の市とタイアップしてその辺の取組をやっていただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○桑田会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 今、様々な地区で追加で撮影を行っているところです。深谷市にももちろんお話をさせていただいたんですけれども、この大河が始まるということで、結構深谷市自体が忙しくなっているので、今は撮影をできない、というお話をいただいておりますが、そちらの渋沢栄一の担当課が落ち着いたら撮影を一緒にしましょうというお約束はしていますので、深谷市は撮影が落ち着き次第、撮影する予定です。

その他、今、撮影しているところという春日部市、草加市、越谷市、これから撮影しに行くのが、ひな祭りを行う鴻巣市、岩槻区を撮影して、多分、年度内にはアップするんじゃない

ないかなとは思いますが、どんどんいろんな地区を撮影している最中です。

○荷田委員 どうもありがとうございました。

○梶島委員 梶島です。

○桑田会長 お願いします。

○梶島委員 実は私たちNPOでは、入間市の茶畑を中心にした景観ビデオ、動画を撮影していて、全体は景観だけではなくて、お茶に関してのものなんですけれども、その半分ぐらいは、多分、景観的な観点からの動画ができると思うんですね。できたら、そういうものもリンクを貼るといふのかな、ユーチューブの場合はそういうものではないのかもしれませんが、うまく活用していただきながら、田園の自然景観についても少し広く周知していただけたらうれしいなというふうに思います。

以上です。

○桑田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 まさにこれから季節的には梅だったりとか桜だったりとかというのも、すごい見応えがある場所も県内にたくさんありますので、そういった地区を撮影する予定もございます。

入間の茶畑の話もとてもいい話だと思いますので。県だけじゃなくて、もちろん市も絡めつつ、どんどん当事者意識を持ってやってもらいたいという部分はあるので、市と連携しながら、ぜひ入間市も撮影に行ってみようと思うので、市に声をかけてみようと思います。

○梶島委員 分かりました。新たに作っていただくのもいいんですけども、今、多分、その土地土地のNPOなんか動画を作ってアップしていると思うんですよ。そういうのをうまく活用していただくと、労力を新たにかけずに、何かそういう土地の人たちの思いがちゃんと表れたような動画を広く県民の方、あるいは国民の方に紹介できるんじゃないかとも思いました。もちろん来ていただいて撮影なさるのも、とてもいいことだと思います。

以上です。

○事務局 ぜひそういった動画等と連携するようにしていこうと思います。

○桑田会長 はい、ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

春日部市も参加させていただくことで、協力させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、今年ちょうど埼玉150周年というのもございます。景観面からも含めて、全県で

盛り上げるということで、高校ですとか地域の方々、今、梶島委員からも御指摘ありましたけれども、いろんな裾野を広げて景観面から150周年を盛り上げていくという視点からも取り組んでいただければと思います。できることは協力いたしますので、よろしくお願いします。

以上です。

○桑田会長 ありがとうございます。

ちょっと余談というか関連して、実は、高校での地理の必修化というお話がありまして、こういった動画とかが地理的にも文化的景観の紹介とかにも非常に役立つデータになっていくかもしれないので、ぜひ蓄積していくと非常にいいことかと思えます。

それでは、非常にいい取組なので、いろんなアイデアをもっと広げていただきたいと、そういう方向ですよ、皆さん、御意見としては。ですので、事務局としても作業の負荷もあるかと思えますけれども、非常にいい取組をなさっているのです、ぜひ上手に広げていただければと思います。どうもありがとうございます。

また引き続き、何か御意見ありましたら、メールとかでも事務局に御連絡していただくということでよろしいですよ。

○事務局 ぜひともお願いします。

○桑田会長 それでは、以上をもちまして、議事としては終了となります。御協力ありがとうございました。

一旦、進行を事務局にお返しいたします。

○（司会）山田副課長 ありがとうございます。本日は、桑田会長を初め、委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第57回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前10時52分 閉会